

第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画における 国・府等の方針について

◆国の方針

1 国の基本指針見直しの主なポイント

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- (5) 発達障害者等支援の一層の充実
- (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
- (8) 障害者の社会参加を支える取組
- (9) 障害福祉サービスの質の向上
- (10) 障害福祉人材の確保

2 国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」より

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆府の方針

1 第4次大阪府障がい者計画「5つの基本原則」

- (1) 権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- (2) 社会的障壁の除去・改善
- (3) 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求
- (4) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- (5) 多様な主体による協働

2 大阪府の基本的な考え方（案）の「3つの最重点課題」

- (1) 地域生活への移行
- (2) 就労支援の強化
- (3) 施策の谷間にあった分野（*）への支援

（*）発達障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な重症心身障害児者など

◆箕面市の方針

1 みのお‘N’プランの基本目標

- (1) 誰もが排除されることなく、地域で共生する社会
（インクルーシブ社会）の実現
- (2) 自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、
社会環境整備の推進